[「]◎申告書は、国税庁ホームページで作成できます

国税庁ホームページの「確定申告書等作成コーナー」では、画面の案内に従って金額などを入力するだけで、 所得税、消費税および贈与税の申告書や青色申告決算書・収支内訳書などを作成することができます。また、 自動計算なので計算誤りがありません。

● e-Tax での所得税および復興特別所得税の申告

「マイナンバーカード」と「IC カードリーダライタまたはマイナンバーカード読取対応のスマートフォン」または「税務署発行の ID・パスワード」をお持ちの方は、作成した申告書など(データ)を、同コーナーの画面上からそのまま e-Tax で税務署に送信(申告) することができます。また、印刷して郵送などにより提出することもできます。

e-Tax で所得税および復興特別所得税の申告をすると、次のようなメリットがあります。

①添付書類の提出または提示を省略できます。

所得税および復興特別所得税の確定申告を e-Tax で行う場合は、記載内容を入力して送信することにより、 第三者作成書類の提出または提示を省略することができます(法定申告期限から5年間、税務署から書類 の提出または提示を求められる場合があります。)。

- ② マイナンバーの本人確認書類の提示または写しの提出が不要となります。 ご自宅などから e-Tax で送信すれば、本人確認書類の提示または写しの提出は不要です。
- ③ 還付金を早く受け取ることができます。

e-Tax で申告された還付申告は早期処理に努めています。

- ④ 24 時間いつでも利用可能です(所得税および復興特別所得税の確定申告期間中は 24 時間(メンテナンス時間を除く。) e-Tax での提出(送信)が可能です。)。
- ●申告書の作成などに当たってご不明な点に関するお問合せ

税務署にお越しいただいた場合、混雑時は長時間お待ちいただく必要がありますので、まずは国税庁ホームページをご覧いただくか、お電話にてご相談ください。

申告書の作成でお困りのときは、「税務相談チャットボット」にご相談ください。ご質問を入力いただければ、AIを活用した「税務職員ふたば」がお答えします(令和3年1月中旬公開予定)。

また、国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」の操作に関して、お問合せの多い質問については、同コーナーの「よくある質問」に掲載していますので、ご不明な点がありましたらご覧ください。それでも解決しない場合は、お近くの税務署へお電話ください。

◎マイナンバーの記載にご注意ください!

- 申告書には、マイナンバーの記載と本人確認書類(マイナンバーカードまたは通知カード^(※)+運転免許証など)の提示または写しの添付が必要です。
 - (※) 「通知カード」については、令和2年5月25日に廃止されていますが、通知カードに記載された氏名・ 住所などが住民票に記載されている内容と一致しているものに限り利用できます。
- 国税に関するマイナンバーの詳しい情報は、国税庁ホームページ(https://www.nta.go.jp/)のトップページにある「社会保障・税番号制度 <マイナンバー>」をクリックして、ご確認ください。
- **■問合せ** 武生税務署 № 0778-22-0890 (受付時間:月~金曜日(平日)午前 8 時 30 分~午後 5 時)

令和2年分所得税・個人消費税・贈与税の確定申告書を提出される方へ

武生税務署からのお願い

◎申告と納税は期限内に!

確定申告をする必要のある方が期限内に申告・納税をしなかった場合は、不足する税金を納めていただくだけでなく、加算税や延滞税を納めていただく場合がありますのでご注意ください。

【申告と納税の期限】

■ 所得税および復興特別所得税ならびに贈与税

令和3年3月15日(月)

■ 消費税および地方消費税

令和3年3月31日(水)

【口座振替日】

所得税および復興特別所得税

令和3年4月19日(月)

■消費税および地方消費税

令和3年4月23日(金)



◎武生税務署の申告会場をご利用の方へ

本年の確定申告においては、新型コロナウイルス感染症対策(申告会場の混雑緩和)のため、入場には「入場整理券」が必要です。「入場整理券」は**会場で当日配付**しますが、**LINE での事前発行**で取得することも可能です。詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

※ご来場の際には、「検温の実施」、「マスク着用」および「手指消毒」にご協力をお願いします。発熱(37.5 度以上の熱)などの症状のある方や、体調の優れない方は入場をお断りさせていただきます。申告相談を希望される方は、早期(2月中)の来場をお勧めします。

開設期間	2月16日(火)~3月15日(月)の平日 ※ 新型コロナウイルス感染症対策の一環として令和2年分の確定申告では、公的年金を受給されている方を主な対象として、2月1日(月)から申告相談をお受けします。
受付時間	午前8時30分~午後4時 (「入場整理券」がなくなり次第受付を終了します。)
	※ 申告相談は午前9時から開始します。 ※ 「入場整理券」により入場時間を指定させていただきます。